

岩国市日中一時支援事業の概要

1 目的

障害者児等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行うことを目的とします。

2 事業内容

日中、施設において次の方の一時的な見守りをを行います。

3 対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当し、養護者が不在時に一人で長時間過ごすことができないなど、市長が見守りの支援が必要であると認めたもの。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校に通学する児童又は生徒
- (5) 医師の診断書等により精神障害又は発達障害を有すると認められる者
- (6) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

4 利用時間

原則、午前8時から午後7時までの間

5 利用回数

1か月の利用回数は原則10回以内とします。ただし、次の例外があります。

- (1) 養護者の就労又は疾病等により、当該養護者が不在又は利用者の介護・見守りができない場合であって、日中において当該養護者以外に利用者の介護・見守りを行うことができる者がいない場合については、1か月につき25回以内（要就労証明等）
- (2) 市長が特に必要と認めるとき

6 利用料（事業者へ直接支払い）

■ 市民税課税世帯・・・下図のとおり

	区分	利用料金
日中一時支援事業のみを利用する場合	1 時間以上 4 時間未満（ただし、1 時間以上の利用を予定していた場合であって、やむを得ない理由により 1 時間未満の利用となったときは、1 時間未満の利用を含む。）	166 円／日
	4 時間以上 8 時間未満	332 円／日
	8 時間以上	498 円／日
	送迎利用（1 回につき）	60 円
※同一施設・事業所における他のサービスとの重複利用がある場合	30 分以上 1 時間未満	61 円／日
	1 時間以上 2 時間未満	92 円／日
	2 時間以上	123 円／日
	送迎利用（1 回につき）	重複利用するサービスによって異なりますので事業所にお尋ねください。

■ 市民税非課税世帯・・・送迎代も含めて 0 円

■ 生活保護世帯・・・送迎代も含めて 0 円

注 1) 食費については実費負担

注 2) 利用料は、課税状況に基づき毎年度見直しを行います。

7 利用方法

- ① 申請受付後、相談支援事業所※による訪問調査を行い、利用の可否・利用料を市で決定します。
- ② 市から「岩国市日中一時支援事業利用決定通知書」が送付されたら、その通知書を事業者に提示し利用手続きを行ってください。

※相談支援事業とは

障害者等への情報提供、助言、サービス利用支援など、障害者等へ総合的な援助を行うための事業。

岩国市では、福祉の専門知識を有する市内 7 福祉事業所に委託。障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つ。

8 問い合わせ先

岩国市 障害者支援課 自立支援班 電話 2 9 - 2 5 2 2

岩国市日中一時支援事業委託先一覧

※ 委託事業所に関する情報です。詳細については各事業所へお尋ねください。

※ 日中一時支援事業の実施時間は原則午前8時から午後7時までです。但し、各事業所の実施状況によっては、原則の実施時間帯よりも短い時間帯での実施となる場合があります。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
1	ひかりの里	岩国市錦見三丁目7番57号	44-2255
	開所日時	対象年齢	その他
	土曜日、日曜日、祝日 ただし、都合により土曜日・祝日を休業日とする場合があります。	15歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・食事形態(刻み食)への変更可能 ・受け入れ時間の調整可能(要相談) ・送迎については要相談 ・利用を希望する場合は事前に見学が必要

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
2	どんまい	岩国市南岩国町二丁目78番32号	28-4546
	開所日時	対象年齢	その他
	放課後等デイサービスの併用利用 月曜日から金曜日 ①18:00～19:00 ②10:00～15:00 土曜日・長期休暇 ①8:30～10:00 ②16:00～17:30	主に、小学生～高校生	<p>ゆっくりとお過ごしいただきます。居場所としてご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット可 ・DVD ・音楽鑑賞

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
3	みらくる	岩国市南岩国町二丁目78番32号	28-4546
	開所日時	対象年齢	その他
	放課後等デイサービスの併用利用 月曜日から金曜日 ①18:00～19:00 ②10:00～15:00 土曜日・長期休暇 ①8:30～10:00 ②16:00～17:30	主に、小学生～高校生	<p>ゆっくりとお過ごしいただきます。居場所としてご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット可 ・DVD ・音楽鑑賞

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
4	グランデールの家(クリスタル)	岩国市門前町二丁目33番3号	35-6608
	開所日時	対象年齢	その他
	・不定期 ・学校放課後の営業時間外	18歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
5	グランディール・ラ・メゾン (クリスタル)	岩国市車町二丁目 7 番 25 号 1 F	93-3755
	開所日時	対象年齢	その他
	・不定期 ・学校放課後の営業時間外	18 歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
6	グランデールハウス (クリスタル)	岩国市車町二丁目 7 番 25 号 2F	93-3755
	開所日時	対象年齢	その他
	・不定期 ・学校放課後の営業時間外	18 歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
7	グローアップ・クリスタル (クリスタル)	岩国市門前町二丁目 33 番 3 号 2F	35-6608
	開所日時	対象年齢	その他
	・不定期 ・学校放課後の営業時間外	18 歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
8	陽の出園	岩国市美和町生見 25	96-0311
	開所日時	対象年齢	その他
	・時間 9:00~16:00 ・開所日 常時 ※年末年始 (12/30~1/3 除く)	障害児、障害者	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
9	こもれ陽	岩国市御庄二丁目 108-3	46-0770
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日から金曜日 10:00~15:30 ※国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。 ※施設長が必要と認めた時は、土曜日の営業を行う場合もあります。	15 歳以上	・発達障がい者の方への支援に重点を置きながら。生産活動/ボランティア活動/地域交流活動などに取り組んでいます。 ・受け入れに際して、面談⇒一日体験⇒受け入れ(可)の流れとします。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
10	きらく	岩国市美和町渋前 603-2	96-0667
	開所日時	対象年齢	その他
	日曜日と年末・年始(12月29日から1月3日)を除く毎日 8:00~19:00	制限無し	・利用が緊急の場合等は専任職員が対応する。 ・保護者、学校等と連携しながらサービス提供する。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
11	ひかり苑	光市光ヶ丘 3-17	0833-44-7373
	開所日時	対象年齢	その他
	原則、8:30~17:00 原則、盆休み・年末年始・施設行事以外は開所	障害者・児	・基本的には生活介護事業の中に入って同一行動を取っていただきます。 ・現在、希望者多数のため調整を経てからの利用決定となります。そのため希望する日時に沿わない場合もありますので予めご了承ください。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
12	日中一時支援事業所のびのび	岩国市周東町下久原 1254	28-5636
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日から土曜日 ① 10:00~16:00 ② 14:30~17:30	小学生から18歳まで	

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
13	岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国四丁目2番20号	43-2377
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日から金曜日。祝日、年末年始は休み。8:00~18:00の間	主に当事業所の生活介護利用者及び放課後等デイサービス利用者	原則送迎サービスなし

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
14	子育て支援センターぼけつと	岩国市川西1丁目5番18号	41-0170
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日から金曜日 8:00~17:00 ※土曜日については要相談	小学6年生まで	保育園が運営する日中一時支援事業です。 時には在園児との交流をしたり、 いろんな経験や人との関わりを豊かにしていきます。

番号	事業所名	事業所所在地	事業所電話番号
15	障がい者デイサービス エンジョイ	大竹市新町1丁目10番5号	28-0126
	開所日時	対象年齢	その他
	月曜日～土曜日 ① 9:00～10:00 ② 10:00～16:00	障がい者・障がい児	・運動スタジオ併設